

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例のあらまし

- 1 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合にあわせて、当企業団における債権管理の一層の適正化を図るため、必要な事項を定めます。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。